

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 営業秘密法改正草案について

### はじめに

知識経済時代となった現代社会において、営業秘密は企業経営及び競争優勢のために益々重要になっている。ここ数年間、ハイテク企業から離職した社員が会社の営業秘密を漏洩したニュース等が報道され、所謂「帯槍投靠」（敵方に武器を持って縋る、裏切り行為を指す）の事例はこれから益々増加していくと考えられる。そのため、このような不法行為を防止できるよう我が国は、2013年1月11日立法院において、「**営業秘密法部分改正法案**」最終審議を通過し、営業秘密を侵害した場合**刑事責任及び域外加重条項（台湾領土外に漏洩した場合加重）**を明文規定し、産業スパイに対して威嚇効果による阻止を期待している。

### 「営業秘密」とは

「**営業秘密**」の定義に関して、営業秘密法第二条の規定によると：

「本法で言う営業秘密とは、方法、技術、製造過程、配合法、プログラム、設計又はその他生産、販売若しくは経営に使用できる情報が下記要件に該当するもの。一、かかる情報は非一般関係者が知り得えないもの。二、その秘密性は実在的または潜在的経済価値があるもの。三、所持者は既に合理的な秘密保持措置を講じた場合。」

従って、一般的に商業機密及び技術機密は全て営業秘密に属するが、下記の三要件に該当しなければならない。

#### 一、 かかる情報は非一般関係者が知り得えないもの

即ち、営業秘密の秘密性、例えば企業が自社製造飲料の特殊配合法を公表した場合、かかる配合法は秘密性が失われ、営業秘密として該当しない。

#### 二、 その秘密性は実在的または潜在的経済価値があるもの

---

本 Newsletter は、2013年1月11日立法院において、初審通過した「**営業秘密法改正部分修正案**」に対する概要説明であり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

即ち、営業秘密の価値性、例えば不動産の顧客資料の中に顧客の連絡資料、不動産の取引情報、仲介費用等不動産取引時に欠かせない情報を他人漏洩することにより、己の予期する不動産取引が他に渡れるようにした場合、明らかに価値性的営業機密があるものに属する。

### 三、所持者は既に合理的な秘密保持措置を講じた場合

営業秘密とその他知的財産権と最も違う点は、営業秘密を保護する原因は、所持者が主観的に保護する意思があり、かつ客観的に秘密保持に対し積極行為がある。仮に、所持者が合理的な秘密保持措置を講じず、容易く全ての人に関連情報を入手することができ、全ての人がある情報の秘密保持を保とうとしない場合、法律上においてもこれを保護する必要はない。所謂「合理的な秘密保持措置」とは、例えば、秘密保持契約の締結、機密情報の閲覧又は触れる者に対し、情報の重要性及び機密性を告げ、営業秘密の情報に「機密」を注記するなど。

営業秘密は知的財産権保護範囲の一部に属するが、営業秘密は特許、商標と違い、後者は管轄機関にて登録した後、専有権利を取得することを要するに対し、営業秘密は法律的な手続きを経る必要がなく、営業秘密法第二条に定められている営業秘密の条件に該当すれば、研究又は開発時点より営業秘密は即時保護される。

## 改正案の背景

情報が迅速に行き交う現代社会において、企業の商業機密及び技術機密は企業の収益の根源であり、同業者間での競争優位を左右する。我が国では、1996年1月17日にて、営業秘密法公布施行し、我が国の営業秘密を保護する法的根拠になるようとした。しかし、1996年に公布した営業秘密法は営業秘密の侵害者に対し、民事賠償責任規定のみで、刑事責任を追及する場合、刑法の背信罪、工商秘密漏洩罪、パソコン利用秘密漏洩罪又は公正取引法の公正競争妨害罪等からしか追訴できず、罪として成立し難い又は処分が軽すぎる等の結果となった。企業の営業秘密が侵害された場合、その損失は計り知れないものである。また、営業秘密が国外に漏洩した場合、個人企業のみならず、その影響は国家の産業競争力までにも及ぼしかねない。それに比べ、海外で

---

本 Newsletter は、2013年1月11日立法院において、初審通過した「営業秘密法改正部分修正案」に対する概要説明であり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

は、営業秘密を侵害した経済スパイを重犯罪者と見做し、例えばアメリカの産業スパイ法案 (Economic Espionage Act of 1996, Title 18 U.S. Code Section 1831 (a))では、営業秘密を窃盗した自然人の刑事責任は最高 15 年の有期懲役、50 万ドルの科料、法人の刑事責任は最高 1000 万ドルの科料である。我が国の営業秘密法は営業秘密に対する保護は明らかに不完全であり、又産業スパイに対し実質的な威嚇効果が足りないのである。このため、我が国の行政院は今年改正案を増設し、近い将来施行後産業スパイの抑制効果を発揮できるよう期待している。

## 営業秘密法の改正条文内容

### 一、 刑事責任の追加

今回の最重要部分でもある営業秘密を侵害した行為人の刑事責任である。行為人に対して、最高 10 年の有期懲役、併科 5 千万元或は所得利益の十倍の罰金。明らかに承知或は重大過失で、営業秘密が不当による取得によると知らずに授権を受けた者へも処罰することにより、徹底的に営業秘密の不法行為の一掃を求めている。

今回追加した刑事責任は、第 13-1 条第 1 項：

意図的に自己又は第三者への不当利益、若しくは営業秘密所持者の利益を損害するため、下記事情のいずれかが該当する場合、5 年以下の有期懲役又は拘留、併科新台幣ドル 100 万元以上、1000 万元以下の科料に処する。

- 一、 窃盗、横領、詐欺、脅迫、不法による複製或はその他不当行為によって取得した営業秘密、或は所得後漏洩した者。
- 二、 周知した営業秘密又は営業機密、授権を得ず或は授権範囲を超え、複製、使用或は営業秘密を漏洩した者。削除、廃棄するよう告知されたにも関わらず、削除、廃棄せず、或は尚もかかる営業秘密を隠蔽する者。
- 三、 営業秘密を有し、削除、廃棄するよう告知された後でも尚、削除、廃棄せず或はかかる営業秘密を隠蔽する者。
- 四、 明らかに周知或は前項三で述べた状況で、営業秘密を所持し、取

---

本 Newsletter は、2013 年 1 月 11 日立法院において、初審通過した「営業秘密法改正部分修正案」に対する概要説明であり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

得、使用或は漏洩した者。

## 1. 犯罪行為の種類

本改正草案第 13-1 条各項に基づき、犯罪行為の主るには以下の四つ種類に分類される。

### (1) 不法取得及び不当使用或は漏洩

不法取得の行為は、窃盗、不当占有、詐欺、脅迫、不法による複製或はその他不当行為。その他不当行為とは、行為人が意図的に営業秘密の取得を目的として、接触、探る行為を指す。行為人の身分に制限はなく、特定身分、資格又は特定関係に基づくものではない。従って、社員、管理職幹部、守秘契約の締結対象に限らず、如何なる者も属する。

### (2) 不法複製、使用又は漏洩

この種類の行為人は、元来合法的な原因で周知し、秘密を所持するが、合法的な授權を得ず或は授權範囲を超え、かかる営業秘密を複製、使用或は漏洩した者である。この種類の行為人の行為を「**周知或は営業秘密の所持人**」に限られ、その周知或は所持する権力の濫用によって、営業秘密を侵害する者。

### (3) 事後の不法所持

この種類の行為人は、元来合法的な原因で営業秘密を所持するが、営業秘密所有者から削除、廃棄するよう告知されたにも関わらず、削除、廃棄せずに或は該営業秘密隠蔽する者を指す。この種類の行為人を「**営業秘密所持者**」に限られ、その周知或は所持する権力の濫用によって、営業秘密を侵害する者。

### (4) 悪意による取得者

明らかに不法と知りながら或は重大過失によると知らず、結果的営業秘密を不法に侵害し、営業秘密を取得、使用或は漏洩し、間接に営業秘密を侵害した行為によって処罰される者。

## 2. 域外加重条項

営業秘密が外国へ漏洩された場合、我が国の産業競争力に大きいな影響を与えるため、特別に域外加重条項を制定した。第 13-2 条規定

---

本 Newsletter は、2013 年 1 月 11 日立法院において、初審通過した「営業秘密法改正部分修正案」に対する概要説明であり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

に基づくと：意図的に外国、大陸地域、香港或はマカオで使用し、第一項各款に違反した場合、1年以上10年以下の有期徒刑、併科新台幣ドル300万元以上5000万元以下の過料に処する。但し、その所得利益は最多新台幣ドル5000万元の罰金を超える場合、裁判所は所得利益の2~10倍の範囲内において斟酌する。

また、国内部分に関しての告訴については、営業秘密所持会社と機密漏洩した社員と和解を達成するより不当で営業秘密を得た相手方の会社に対して提訴する方が挙証責任が軽減され、訴訟の効率を上げることができる。国外の場合は、国家産業の競争力に係わり、国家にとっての影響が大きいため、公訴罪となる。

### 3. 公務員の場合加重刑罰

第13条の第3項の規定において：公務員或は元公務員は、職務で周知した或は所持する他者の営業秘密を故意に前第二条を犯した者に対し、その罪の1/2を加重処罰する。

## 二、 刑事処罰両罰規定の増設

本法の改正は行為人を処罰するほか、法人の代表人、法人又は自然人の代理人、被雇用者若しくはその他従業員、業務を執行により本法第13-1条、第13-2条を違反した場合、かかる法人又は自然人に対して、前述条項で定めた罰金を科する。但し、事情を知らない雇用主が被害を受けるのを避けるため、法人の代表人又は自然人は犯罪の発生に対し、十分な防止行為を行った場合、この限りではない。(第13-4条に増加)

## 結論

本法の改正草案が立法院で初回可決され、一部の企業では人材の正常な流動の障害となると懸念するものの、知的財産権の保護面から考慮すると支持する表明する企業が少なくない。企業は商業機密の漏洩に至るを防ぐなら、営業機密の秘密保持及び防衛措置に重視し、従業員に対し資料の秘密保持責任教育を行い、競業避止条約、秘密保持条約及び営業秘密法の保障を加えることにより、対策に万全を期すべきである。

---

本 Newsletter は、2013年1月11日立法院において、初審通過した「営業秘密法改正部分修正案」に対する概要説明であり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。